

鳥取県告示第 772 号

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、鳥取県医療労働組合連合会から争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和 21 年勅令第 478 号）第 10 条の 4 第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 20 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 事件

- (1) 賃金及び一時金の保全等に関する件
- (2) 医療・福祉職場における職員の増員及び欠員の補充に関する件
- (3) アスベストの繊維が飛散する可能性がある箇所等の調査その他の労働環境の改善に関する件

2 日時

平成18年11月10日午前零時以降本事件の解決に至るまでの期間

3 場所

次の表に掲げる施設その他組合員が従事する施設

施 設 名	所 在 地
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町 252
大森生協診療所	鳥取市西品治 806
鹿野温泉病院	鳥取市鹿野町今市 242
生協訪問看護ステーションあおぞら	鳥取市鹿野町今市 63-1
勝部診療所	鳥取市青谷町紙屋 614-1
米子診療所	米子市博労町 3-80
おおたか診療所	米子市尾高 2740-1
弓ヶ浜診療所	米子市富益町 1128
わかさ生協診療所	八頭郡若桜町大字若桜 1200-1
中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田 690

4 概要

3 の各施設の内外において、あらゆる形態の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行動を単独又は並行して行う。